

2019年4月23日



“新商品”～相続専用定期預金～ 『きずな つなぐ』の取扱い開始について

福島銀行（取締役社長 加藤 容啓）は、4月24日（水）より新商品～相続専用定期預金～『きずな つなぐ』の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

○中期経営計画『新生ふくぎん3Cプロジェクト』の主要施策である「ふくぎん“絆”リレープラン」に則り、当商品を通じてお客様との絆を大切に、お客様同士の絆を創造し、次の世代に繋いでいきます。

主 な 特 徴	
商 品 名	相続専用定期預金「きずな つなぐ」 （スーパー定期300・大口定期預金）
対 象 者	当行で相続預金を受け取ってから1年以内の個人のお客さま
取 扱 期 間	2019年4月24日（水）より取扱開始
期 間 ・ 金 利	3か月もの 年1.0% 6か月もの 年0.6% ※自動継続扱い（元金継続または元利金継続） ※上記金利は初回満期日まで適用いたします。初回満期日以降はスーパー定期300・大口定期預金の店頭表示金利となります。
預 入 方 法	通帳式（総合口座含む）・証書式どちらにもお預入れ可能です。 店頭でのお取扱いのみとなります。
預 入 金 額	300万円以上（1円単位）
取 扱 店	全営業店（いつでもどこも支店を除く）
その他留意事項	○原則、満期前の解約は出来ません。 ○個人のお客さまには、お利息に20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%、住民税5%）の税金がかかります。（2037年12月31日まで適用） ○個人のお客さまがマル優をご利用の場合は非課税になります。 ○詳しくは店頭の説明書をご覧ください。